

北秋田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）

における介護保険料の算定について

- 1 素案中の介護保険料については、算定の基礎となるサービス給付費の改定が予定されているため、暫定値となります。
- 2 第7期計画では、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担率が、第6期計画の22%から23%になることを考慮して、現在整備中のケアハウス（特定施設に該当、定員29）、及び認知症対応型通所介護（定員14相当）を除き新たな施設整備を見込まないこととします。
- 3 財政調整基金の取り崩しを見込まない場合には、介護保険料が7,131円となり第6期介護保険料5,800円から1,331円の上昇となることから、財政調整基金（残高見込み425,721,268円）から300,648,757円（保険料換算671円相当）の取り崩しを見込み、介護保険料を6,460円と算出しております。（素案67ページ）
- 4 以上を基本として、介護保険事業運営員会で第7期介護保険事業計画を策定しています。